

## 中国地主経済封建制度論綱（Ⅳ）

王 亜 南 著  
 奥 田 秋 夫 監訳  
 片 岡 幸 雄 訳

### 目 次

- 一 序論 封建制の基礎としての領主経済と地主経済
- 二 中国地主経済の封建形態形成とその変遷
- 三 地主経済と中央集権的官僚政治
- 四 地主経済と天道観念の政治思想
- 五 地主経済と民族発生の問題
- 六 地主経済と中国社会の長期停滞の問題
- 七 「アジア的生産様式」と地主経済形態におけるその歴史的展開  
 （以上前号まで）
- 八 西周における領主経済封建社会の形成と地主経済封建社会に受け継がれた「アジア的生産様式」の諸特徴（本号）

### 八 西周における領主経済封建社会の形成と地主経済封建社会に受け継がれた「アジア的生産様式」の諸特徴

殷商社会末期に現われてくる社会政治状況，例えば軍事的専制君主権力の強化，部族・氏族内部の階級分化傾向の進展，特に異民族の奴隷化現象が日増しに顕著になってきたことなどの諸々の事象は，すべて西周が領主封建制度を採用する条件を準備するものであった。また一方で，未発達な奴隷制も許容されるような原始的自由農民の残存は，領主封建制形成のた

めに有利な前提条件をも提供した。

段階的には低い奴隷形態から封建制に移行していく過程について、そのような推移がいかんにして可能であったかという問題、すなわち、封建制は古典的な奴隷制の発達を経ることなしに成立可能かといった問題の説明が、ここで要請されてくることになる。この問題を考察してくるとき、本書の最初に引用したレーニンの封建的生産様式にかんするいくつかの特徴を、一先ず振り返ってみる必要がある。その要点はつぎのようなものであった。封建制は自然経済が支配するのであって、直接生産者は土地を「分与」せられ、土地に結びつけられる。農民は土地所有者に対して人格的に従属している。そして、技術的には極度に低水準の状況にある。

殷商社会末期の農業・手工業の技術的条件は、農業と工業の結合した形態が極めてはっきりと映し出されたものであるということから、農業と工業の結合体は同時に自然経済の最もすぐれた表現形式でもあるともいえる。農民が土地に結びつけられるとか、あるいは直接生産者が土地所有者に従属するとか、政治的に隷属するとかいったことは、土地を基本財産あるいは基本的な生産手段とする資本主義以前の社会ではすべて、ほぼ同様のことといえる。異なっただころといえば、土地所有者が「普く天之下に、王土に非らざる莫し」という君主のためだとか、部族・氏族の集団のためだとか、あるいは個人のためだとか、また個人の家族のためだとかいった、さまざまな異なった形態があるということだけである。

このことは、封建制度とその前身の奴隷制は全く区別がないのだ、ということではない。これから問題にするように、この差は極めて大きいものであり、かつ社会の本質にかかわるものでもある。しかし、ここで特に取り上げていささか問題にすべきことがある。それは、封建社会の直接生産者というのは「半自由の」農奴だったということで、これは発達した奴隷社会の全く自由のない奴隷と比べると、いささか進んだものだったということである。そして、このような進歩は革命の手段によって実現されたものだということである。かくて、「アジア的生産様式」の下における直接

生産者は、前段に説明したように、間接的には最後の土地所有者である君主、あるいは形式上の土地占有者集団とかその首長に対して、全く自由を失っているわけではない。盤庚を殷と改めるといふ布告とか、周の先祖太王が邠にいったときの呼びかけなどはすべて、彼等が少なからず原始社会の民主的形式を、いく分なりとももちつづけていたということを説明できる。当然、このような原始的性格の自由は、封建社会の奴隷解放から出てきた農奴が享受した「自由」と、同一のカテゴリーのものではないが、この点のみに関して言えば、さほどきびしいというわけでもなかった低級の奴隷形態が、封建制に転化していくのは、少なくとも発達した古典的奴隷形態が封建制に転化していくのに比べて、もつといきやすかったというべきであろう。世界史上数多の国がすべて古典的奴隷制を経過してはきたというわけではないが、同じように封建制に移行していったということは、おそらくやここから何らかの糸口を探し出すのはそう難しいことではないということになる。しかし、筆者はここではこのことについては立ち入った説明をすることはできない。

さて、われわれは殷周の場合の社会の変容をみてみることにしよう。

史籍に載っているところによると、周はもともと殷商王朝に隷属する一つの集落であった。殷商の「常には寧からず」とか、「常にはその居たらず」とかいった、土地を転々とするといった現象は、周の先祖にもあったのである。詩経の大雅の中の公劉、魏の諸篇にある「豳は允荒に居す」とか、「穴を陶り復た陶りたるが、未だ家室有らず」とか、さらに「室を茲に築く」とか、尚書盤庚篇に載っている「乃の室を新邑に建つ」とかいったことは、事実に対応する恰好の興味ある記述であろう。かれらは、大体において牧畜業中心から農業中心に移っていった農耕民族であって、生産力の水準もおそらくほぼ同じぐらいであったであろう。しかし、史記貨殖列伝に載っているように、「関中は泝雍以東より河華に至るも、膏壤沃野千里なり。虞夏自りの貢は以って上田為り。而して公劉は邠に適き、太王王季は岐に在りて、文王は豊を作り、武王は鎬を治む。故に其民には猶先

王の遺風有りて、好く稼穡して、五穀を植ゆ。」云々は、周代のその地域の土地占有が農業に便利になされていたということを説明しているが、またそのことだけでなく、歴代の統治者である君王が頗る農業を重視していたということをも説明している。

周が紂を伐った当時の労働生産力が、結局殷商に比べて幾分か高かったというのは、生産用具の面から実証することはできないが、これら部族の君主が、戎狄に対処するのにも迫られて、国力の増強をはかるべく奮い立って、農業技術の改良、進歩に注意を払ったからであろう。詩経のいわゆる「其隰原を度りて田に徹し、糧と為す」（大雅公劉）とか、いわゆる「畇畇たる原隰、曾孫之を田にし、我疆、我理するところなり。其の畝を南に東にす」（小雅信南山）とか、また「迺の疆を迺が理す」、「迺の畝を迺が宣す」などといった詩句に反映されているところによって、われわれは少なくとも周初の農業生産の状況を見出すことができる。これと比べて、当時「稼穡の艱難を知らず」、淫楽浪費に耽っていた殷の紂王の治下にあっては、もっと進歩的なことが行われれば、もっと望みもあったということである。

周の先祖は隣りの集落に脅かされて度々東遷し、文王の時期になって、四方の犬戎、密須、耆国、蒙侵虎を相前後して征服した。経済力は強まり、軍事力、政治力も増してきた。武王が紂を伐った陣営のことについて、尚書牧誓はつぎのようにのべている。「王曰く、ああ、我友邦国の諸君、御事、司徒、司馬、司空、巫族、師氏、千夫長、百天長、および庸、蜀、羌、鬃、微、盧、彭、濮の方……」。単にこの箇所だけをとって分析すると、当時の周王朝の統治機構は已にそれほど単純なものだったというわけではなく、これら文武官吏士卒を養うために採用した搾取制度も、ほぼ形が出来上っていたことがわかる。殷商王朝の一つの部族あるいは属国として、その奴隸的生産様式は、それよりさらにどれだけ発達したであろうか。にわかには断言できないが、肯定できる部分もある。典拠としてつかえる史料一切によっても、周初の生産様式が古典的奴隸形態にまで発展したとは言えない。また、周が紂を伐ち殷を滅ぼす以前に、すでに封建的統治を

実行していたともいえない。一言でいえば、牧野が紂を滅ぼす誓を立てる前には、やはり周初の生産様式は、殷王朝が採用していたのと大体同じ生産様式だったと言えよう。

こういった事情であった以上、周代が殷商を完全に滅ぼした以後も、なぜもとの方式で統治していかなかったのであろうか。それは不可能なことなのであった。第1に、前にものべたように、殷商の末期には部族氏族の内部、外部を問わず、経済活動だとか、戦争の要求だとか、異民族の捕虜・奴隷の増加だとかによって、すでに階級分化の傾向が著しく現われ、原始的な自由、民主といった要素をもとから引きずってきた、それほど厳格でなかった低い段階の奴隷的様式が、すでにこれに適合しなくなっていたのである。第2に、領土の拡大と集落氏族内部の変化、さまざまな夷狄の異民族の侵入、さらに征服した種族と被征服種族との相互の関係、これらはすべてもとの方式に沿った統治をつづけていくことを許さなかった。第3に、領土の拡大の結果、土地生産物の複雑性が増してきた。すなわち、生産用具の水準とか技術はもとのままということ为基础とするとしても、それによって地域間の分業の可能性も増大してきた。こういった種々の原因を踏まえると、武王が紂を伐ったということの進歩的な歴史的意義は、このために新しい生産様式—すなわち封建的生産様式が導入されたということ、このことにあるといえよう。

今ここでさらに進んで、周初期の封建的生産様式が、究極的にもとの「アジア的生産様式」に何らかの変革をもたらしたか、何らかの新しい要素をつけ加えたか、この点を考察していかなければならない。

生産様式というのは決して任意に選択されるものでもなければ、任意に創り出されるものでもない。生産様式の一方の側としての生産力としては、常に前の社会から引き継いだ労働条件をもととして、これを再組織する。また、その今一方の側としての生産関係としては、基本的には生産力に適合した性格を要求する。しかし、生産様式を任意に選択することはできないといったところで、終極的には条件のあるところか、あるいは条件の

許す範囲内で選択することができるということになる。

常に戦争によって社会の矛盾を解決しなければならない階級社会にあつては、戦争の勝利者はいつも彼等の利害打算にもとづいて、このような選択を行うことになる。ゲルマン人がローマ帝国を征服したとき、彼等は自己が原始共同体崩壊の中から出て来た軍事組織を、ローマ帝国の奴隷制の胎内ではぐくまれてきた半奴隷的、あるいは農奴的な動きと結びつけ、封建的生産様式として完成したのである。これは、そのような様式を採用する方が彼等にとって有利だったからである。彼等はこれまでの歴史を転倒してローマ人にゲルマンの生活を強制することもできなかったし、彼等がローマ帝国を征服するのを助けてくれた奴隷の反乱の事実を無視して、引き続きローマ的生産様式と生活様式を維持していくこともできなかった。

周代の征服者も情勢に応じて誘導し、随時適宜に処置していくといった利害打算の中で、彼等の選択を行っていったのである。彼等が先ずしっかりと考えなければならなかったのは、彼等の統治をいかにして固め、強化していくかということであった。このため彼等は、征服者部族と被征服者部族、「諸夏」の部族と「戎狄之邦」、大集落と小集団、分化した集団内部の首長と構成メンバーなどをいかにして分け、配置、処理していくかを、考えていかざるを得なかった。このような考慮の中で、自ずと最も基本にかかわり、そのようなものの統治とすべての部局をおさえる経済問題というと、生産の問題であった。当時彼等がどの程度自覚的に意識していたかとは別に、政治と経済の内在的関連性は、どうしても彼等がいっしょにこれらのことを考えていかなければならないということを追っていた。この結果、「諸侯を封建するに、以つて周室を屏藩す」ということと、序列に分け「田を頒ち禄を制す」を以つてするという整ったやり方が、漸次選択されるようになり、新しく創り出されるようになってきた。かくて、われわれはこれらを概括して封建制度と呼ぶのである。

当然、極めて詳細とはいへぬ、必ずしも明確とはいへぬような形で断片的に書物とか他の資料とかにのっているものによって示唆される周代の封

建制の輪廓は、周の建国のはじめに一気に創られたものではない。しかし、「諸侯を封建するに、以って周室を屏藩す」というのは、殷商の統治をひっくりかえし、領土を拡大することにあつたのであり、さまざまに異なつた属国とか集落の氏族に対処しなければならなかつた当時、選択して採用せざるを得なかつた措置である。伝説上の武王が紂を伐ち建国したときには、国は1,800にもぼつていた。このうち武王の兄弟の国は15、支配者の氏族すなわち姫姓の同姓の国が40、のこりが異姓国であつた。これら国家には爵が5等あり、位が3級あつた。公侯は100里の田畑を与えられ、伯は70里、子男は50里、50里未満のものは大国に従属することとなる。ここに記載されている大、小1,800の国というのは本当であろうか。これらの諸国は5等3級に分かれていたのであろうか。あるいは公侯伯子男の領土面積は、各々100里、70里、50里に分かれていたのであろうか。こういったことは何の意味もない。主要なことは、この王朝の専制君主が大変多くの新しい変革と新しい制度を創り出したことである。

- (1) 「普く天之下に王土に非ざるは莫く、率べて土の浜に王臣に非ざるは莫し」というこの通りいっぺんの表現をはじめそのままとすると、自己の統治の意図に合わせて国土を分割し、法制上の規定を定めて、いわゆる「天子国を建て、諸侯家を立つ」とか、「乃ち魯公に命じ、東に侯たら俾め、山川、土田、附庸を之に錫う」（詩経魯頌閟宮）といったようなことは、過去に一つ部族の中で自然的に成長、変遷してきた状態を改めたということである。
- (2) もともと基本的には血統的なつながりがあつた集落、あるいは農村共同体は、はじめ一定の面積の封疆に区画編成され、かなりはつきりとした調整と統轄がなされてきた。このようにして、いわゆる「天子が経界をおこなうによって、諸侯正に封ぜらる」というように、もとの自然的な血統による単位から、人為的な地域単位に転化していった。すなわちエンゲルスのいうように、「いまや、人民が区分されるのではなく、領域が区分されたのである。住民は、政治的に

は領域のたんなる付属物になった。<sup>(1)</sup>」（傍点部分は訳者改訳）というわけである。

- (3) 近親のものから疎遠なものまで、近いものから遠いものまで、また征服者から被征服者までの集落、大氏族、氏族を、統治に便利なような一定の原則に照らして、おのおの異なった政治と経済の地位につける。左傳定公4年子魚氏の、「昔武王商に克ち、成王之を定めて、明德を選建し、以って周を藩屏す。……魯公に分かちて以って殷民6族……康叔に分かち以って殷民7族……。」などは、よい例である。

いくつかの部面の配置とか割り振りだけからみると、周代には氏族制度に対してすでに、非常に異なった変革と新しい試みが行われていたが、さらにこれに止まらず、周代の封建統治者は階級組織上、搾取の制度上、特に血族の系統上で、一つのやり方を新設した。階級組織について言えば、左傳桓公2年の記載につぎのようなのである。「天子は国を建て、諸侯は家を立つ。卿には側室を置き、大夫には2宗有り、士には隸子弟有りて、庶人は工商を行う。各おのに分親有り、皆に等衰有り」。また、左傳昭公7年の記載につぎのようなのである。「天子が経略を行うによって、諸侯正に封ぜらるは古之制也。……天に10日有り、人に10等有り。下の上に事うる所以は、上の神に共しくする所以也。故に王は公を臣とし、公は大夫を臣とし、大夫は士を臣とし、士は皂を臣とし、皂は輿を臣とし、輿は隸を臣とし、隸は僚を臣とし、僚は僕を臣とし、僕は臺を臣とす。馬には圉有り、牛には牧有り、以って百事に待す」。

士以上の序列は極めて明白であって、士以下の皂僚僕も厳格に分けられていて、今日われわれが推測することができるようなものではない。彼等は当然の理として、呼び集めてきたさまざまな奴隷をこき使うのに専らあ

(1) エンゲルス「家族、私有財産および国家の起原」、マルクス＝エンゲルス全集、第21巻、大月書店、1984年、118頁。



たったのであり、農奴労働の寄生者であった。たいてい士以上の階級の人はずべて、「人を治める者は人に食なわる」のであり、農奴労働にあたる庶人はずべて、「人に治められる者は人を食なう」、ということになる。国語のいわゆる「公は貢に食なわれ、大夫は邑に食なわれ、士は田に食なわれ、庶人は力に食なわる」というのは、こういった搾取関係のことを明白にのべてあますところがない。

周代にいたって、「力に食なわる」ところの「庶人」は、階級に応じた「人に食なわれる者」に対して、どのように剰余労働を納めていたのであろうか。戦国時代孟軻が口で伝えたところから、彼が自分で主観的に臆断した井田助法にどれだけ参加したかについては、かつて歴史上長期にわたる未決の論争があった。しかし、今日の新しい歴史学の観点から考えると、いわゆる「方田にして井なり、井は九百畝なり。其中を公田と為し、八家は皆百畝を私す」というのは、いささか理想化されすぎていて、当時の技術条件と社会条件の許さざるところではあるが、それにすぐつづけている「同に公田を養い、公事を畢りて、然る後に敢えて私事を治む」というのは、いわば世界各国の封建的夫役の通例の形態で、ちがうところは、ただ中国が未だ高度に発達した奴隷制を経ておらず、氏族的紐帯がまだ完全に切れていないということだけである。したがってまた、若干の家族が共同して「私田」を取得するとか、あるいは少なくとも若干の家族が共同で「公田」を耕作するとかいうことが、ただ存在しているにすぎないということだけである。

詩経の中に散見する記載によると、これら「私田」を受ける者あるいは「公田」の耕作者は、自分の家や自分の室を持つとともに、また自分で簡単な農具をも備えている（周頌載芟）。また、彼等は公田を耕さなければならぬだけでなく、婦女が布を織り染色してつくった衣裳を公子に献納しなければならなかった（豳風七月）。あるいは狐を捕獲して革衣をつくって公子に献上しなければならなかった（同篇）。あるいは天子が祭神を行うとき、子ひつじとか菰の類を進貢しなければならなかった（同篇）。

また、一旦収穫が終わったら、すぐに旨酒を製造して、旨酒3罇、さらに羔羊をそえて、「彼の公堂に躋ら」（同篇）なければならなかった。さらにこれに止まらず、屢々強制的にかり出され、君主や諸侯のために土木造営工事に従事したり、宮殿の修理をしたりしなければならなかった（大雅文王，小雅出車，幽風七月）。この他、戦闘練習の大規模な狩猟に参加したり（幽風七月），甚だしい場合には必要なきには実際に戦争に参加する（邶風擊鼓，唐風鶉羽，幽風破斧，幽風東山）とかいったこともあった。

これらのかかなり信頼すべき記述はすべて、周代の直接生産者の労働条件およびその封建主に対して負う封建的義務が、ヨーロッパ中世の農奴とほんのわずかの差しかなかったということ、十分に証明するものであろうか。農奴が魏風伐檀を通じて表わしているような階級的忿怨とか、魏風碩鼠を通じ表わしているような逃亡の企てなどは、歴史学者によってはこれだけを孤立的に取り扱い、奴隷の奴隷主に対する不満の感情だと言えるというものもいるが、社会史上からみれば結局自分の家とてなく、自ら備えた用具で働き、革衣や酒をつくり、羔羊を引いて貢納しにいふ奇妙な奴隷ということになる。奴隷はいるのだが、たいていはみな雑役に従事し、序列の決まった皂隸僚僕を召喚するのにそなえていた。当然村のこととか、個別的な家族のこととかについては、助け合いをして農業や牧畜の労働に従事していたが、主要な基本的生産者ではなかった。

周代が統治を強化しかつ順調にこれを引き継いでいくために、王族に対しては宗法と呼ばれる組織体制が打ち出された。これは以前にはなかったものである。商の代にはすでに父系の氏族制が確立されていたけれども、父系の家族制は打ち立てられていなかった。いわゆる嫡庶長幼貴賤の区別は、商にはなかったのである。<sup>(2)</sup>これは、氏族が分化し独立の家族となるということが、殷商の後期になってはじめて顕著な傾向となってきたこと、同時に、周代の封建体制も実際の情況と結びついたものであることが要求され、かなり明確な規定をもっていたということが、原因となっている。

(2) 王静安遺書『觀堂集林』、『殷周制度論』参照。

「氏族が家族に移っていき、子弟に分封するようになってくると、分封された子弟は財産の私有権を獲得するようになってきた。そこでこれは別子となり、後世にとって始祖となったのである。彼の身分と財産は嫡長子が継承するということで、ついにいわゆる繼別為宗の大宗となり、これをうけて繼禰は小宗となった。小宗の宗族は同じ高祖のものを範囲とする。すなわち同じ高祖のものは、高祖の嫡長子孫を長とする。同じ曾祖のものは曾祖の嫡長子孫を長とする。同じ祖のものは祖の嫡長子孫を長とする。同じ父のものは弟が兄を長とする。このような序列のあり方が宗法の基本的な体系となったのである<sup>(3)</sup>」。

しかし、ここで説明しておかなければならない2つの点がある。その1つは、封建社会の財産は基本的には土地で、頒田制禄の周代には土地はやはり君主に所属し、売買できなかった。すなわちいわゆる「田里は粥らず」ということで、西周の段階では全体としてやはり土地の私有権はなかったということである。ここでいう「分封された子弟は財産の私有権を獲得するようになってきた」云々というのは、土地について言えば、やはり単に領有権とみなされ、踏襲することができたというにすぎない。第2は、この宗法のやり方はもともと王族の間で行われていたにすぎなかったが、後にだんだんと一般の貴族が見習うようになった。しかし、「礼は庶人に下さず」（礼記曲礼）ということであったが、統治階級の間で行われている習慣が思想意識にも影響を及ぼし、ついには被支配者にまで広まり、浸透していくことになった。かくて、これから後の宗法、礼教に道を開くこととなった。

ここまで話してくると、すでに理解は容易であろう。もしも西周の封建制にヨーロッパ中世の封建制と異なった点があるというのであれば、それは階級構成上に表われるというわけでもなければ、搾取制度上に表われるというわけでもない。それは強固な専制主義的な宗法組織に表われるので

(3) 曾嘗「殷周之際の農業的発達と宗法社会的産生」,「食貨」,第2巻第2期,ここでの引用は王漁邨編『中国社会経済史綱』,82~83頁。

ある。われわれはすでに前に「アジア的生産様式」の諸特徴を別々に指摘しておいた。これらの特徴をつなげて概括すると、それは血族を紐帯とし、内容的には農業と工業の結びついた農村の集落、あるいは農村共同体の基礎の上に、「普く天之下に王土に非ざるは莫く、率べて土の濱に王臣に非ざるは莫し」という、専制主義的な奴隸的制度を打ち立てたということである。

あらゆる王朝の統治者はいずれも、これを有効な搾取の措置とか、有効な統治の措置として、最も受け入れ易かったのである。専制主義が特に彼等の興味をひいたのは、専制主義の統治のためには、何らかの法律とかやり方で踏襲してきたものがあれば、これを部分的に採るとか援用するとか、あるいはこれを形を変えて使うとか援用することができるということのためであった。彼等は機会に乗らなかったというわけではなかったのである。こういったことは言うまでもない。後に儒者が強調した「前を懲しめ後を愆しむ」という「深慮論」、さらにはいわゆる「之の古を考えて、以って得失の鑑と為し、之を今に驗して、以って困りて革之宜しきと為す」(呂祖謙語)などは、この思想工作にほかならない。

西周の開国の君主をはじめ、広い領土にわたる民衆をいかにして自分の掌中におさめることができるかについて、当然とくと「深慮」したのであろう。彼等は明らかに、農業と工業を結びつけた共同体が、専制主義を維持していくためによいと感じたわけではなかった。しかし、族姓関係とか、家族・血族組織とかを通じて統治していくということは、彼等はたんに認識しただけではなくて、これを具体的措置の中で行っていく場合、前にものべたように、「魯公に分かつに以って殷民6族、康叔に分かつに以って殷民7族」といった具合に行っていたのであった。宗法組織は、統治者のこういった面での認識を強めていった。これ以後、中国の集権専制主義的封建制度を強化する一つの重要な用具の三綱五常の教義として、孔子の学説が、ここにその端緒を開くこととなるのである。

家族の倫常関係は社会の経済的分業が発達していなかったということの結果であるが、これが一旦社会一般に確認され、社会生活の中の重要な要

素に変わっていったとき、逆にこれは社会経済に影響を及ぼし、分業の発展を阻害する。このために、専制主義は中国の歴史の変遷の中であって、終始専制主義の基礎をなす農業と工業の結合体といったものとしての自然経済組織、および家父長的家族宗族制度として、深く根をはって執ように引きつがれて存続しつづけ、作用してきたのである。しかし、われわれはつぎのことを忘れてはならない。すなわち、それらは異なった歴史的条件、あるいは異なった社会的環境の下で存在し、作用してきたということである。したがって、「アジア的生産様式」に封建的生産様式が含まれるというふうには理解できないのであって、「アジア的生産様式」のいくつかの要素は、封建的生産様式の下で形を変えながらもずっと引き継がれ、さまざまな形で作用してくるというだけにすぎない。

このことこそ、マルクス、エンゲルスが屢々「アジア的形態」のことを、中国の封建段階の社会経済範疇と呼んだ基本的原因である。

そこで最後に、中国封建制が領主形態から地主形態へ移っていく過程で、これらは構成上究極的にどのような役割を果たしたのか、また、地主経済の段階で形を変えながらも結局ずっと作用しつづけてきたのは一体どういった筋道を通してだったのか、こういったことについて概括的な説明をしておかなければならない。

先ず前者について述べることにしよう。

これまでかつて成熟した奴隷制の発展段階を経た封建制は一つとしてなかったということ、つまり、これまで相当の程度にまで発達した分業や交換が、個人の私有財産関係までも誘発していったといたことを経てきた封建制は一つもなかったということは、段々と歴史の段階が移っていく過程では、極めて異なった発展の経路をとるといったことが必ず存在するのだということになる。なぜなのか。封建制から資本主義へ移行していく場合、必ず封建制の胎内に個人の私有財産を特徴とする資本主義的生産条件と生産関係が、生まれなければならない。もし個人の私有財産関係が発展してこなかったならば、一方で蓄積によって商品生産に巨額の資財を投入

することができないし、又他方で直接農業生産者を彼等が結びつけられている土地から遊離させることができない。

中国の西周の封建的生産様式の下では、家族は漸次氏族、大氏族の束縛から解放されるようになり、各藩属間の交流関係も日増しに密接になり、生産技術も大幅に進歩、改造が進んだ。特に鉄製の武器と労働用具が現われて以後、社会の各部面で重大な変化が生じた。経済の活動が活発になるや、専制的な帝王の「尊厳」にも影響があらわれるようになり、春秋戦国の時代に覇をとえ、王と称し、城を争い、土地を争ったという動乱の現象は、世禄世卿といった等級秩序はどうにも維持できなかつたということとを物語るとともに、代々その業を守っていくという固定的状態をつづけていくことができなくなつたということを示している。土地と身分はすでにいささかちぐはぐなものとなつていた。

動乱の局面で、商業、高利貸業の活動が活発化していく中で、貴族、領主階級は物的生産手段に対してすでに強固な地位を保つことはできなくなつていたし、また、精神的生産手段に対しても支配的地位を保つことは難しかった。「竹帛庶人に下る」ということが、一度事実となるや、封建統治に不利となる「邪説横議」が、さまざまな学派、学説の名を競って、「熒然として雑出し」、論戦を展開した。「天下烏乎ぞ定まる」とか、社会はどこへ行くのかとかいった論戦である。中国の史学界では、当時の「百家争鳴」をヨーロッパ15世紀のルネッサンスに準え、指導者たりえなかつた人のことを嘆き、痛恨に思う人もいた。そうでなければ、中国は秦、漢のときすでに「封建を廃し」、資本主義になつていたというのである。

これは当然極めて皮相な説明である。個人が氏族集団に結びつけられ、家族に結びつけられていることは、低い段階の未発達な奴隷的制度ないしは初期的な封建制が出てくるのを妨げるものではないが、その場合の個人が氏族集団あるいは家父長的家内奴隷状況から抜け出せなかつたということは、この社会にはまだそれに相当するほどの分業と交換の局面が出てきていないということ、まだ商品生産の可能的条件が具わっていないという

こと、本質的に資本主義に必要とされる、個人財産権を前提とした資本蓄積が、根本的には発生しようがなかったということを説明している。実際に中国では春秋戦国時代になって、社会が動乱、変転したり、生産力が発展しても、強固な氏族集団や家父長制の束縛の中で、また、かなりきびしく人身が結びつけられている身分制の中で、個人の私有権はなかなか出てきにくく、私有権の発生はわずかに逆いがたい傾向として引き出せたというにすぎない。後の秦国の商鞅変法も、当時存在していた実現可能な傾向を実現させたにすぎないのである。これは奴隷制の発達した国では、ほぼ奴隷社会の段階でなしとげられなければならないなかった任務で、中国では初期封建制の末まで引き延ばされて、ゆっくりと実現されてきたのである。

しかし、西周を奴隷制度とみなす歴史学者は、このことからいささかの支持もとうてい見出せまい。社会発展史上、多くの国にとって少なくとも資本主義制度の下で成しとげられなければならないことがあるが、資本主義がきちんと発展してきていないと、社会主義の発展段階へ課題を繰り越さなければならなくなってくる。ソ連、特にいくつかの人民民主主義国では革命を2つの段階に分け、あるいは長い、あるいは短い期間にブルジョア的性格の民主主義的改革をやろうとしたのではなからうか。このちがいの最大の点は、ソ連および人民民主主義国はマルクス主義の歴史観が出て以後、自覚的に科学的予見性をもってブルジョア的性格の民主主義革命の任務を成しとげたのに対し、中国は戦国の時代、自覚的に客観的強制性をもって、氏族集団から家族を解放し、個人を解放するという歴史的活動をやらなかったということ、また個人の私有財産の観点を確立するということについては言うまでもなく、さらに私人の資本蓄積ということについては言わずもがな、当時の「百家争鳴」の中の進歩的思想も、ただそういった現実に適応したというだけで、若干の素朴な個人的自利、あるいは私有法の権利の観念を提起したに止まったということである。したがって、嬴秦の制度改革というのもせいぜい「封建を廃し、而して郡県と為し」、地主経済の基礎に適応した新しい形の封建制度を打ち立てたというにすぎ

ず、資本主義に移行するという事など断じてありえないことであった。

このことはつまり、中国の封建制度をはっきりとこの2つの段階に分けるのは、当初封建制の道に一步踏み出したときから、「アジア的生産様式」がわれわれにのこした歴史的な重荷をずっと背負ってきたからだということにもなるのである。そして、地主経済封建制の段階のところまで来ても、そのわれわれに対する負担はやはり決して軽いものではなかったということなのである。

次に第2の点に移ろう。

これはすなわち、「アジア的生産様式」の諸要因がどのようにして地主経済封建制に引き継がれてきたか、という点である。「アジア的生産様式」における政治的隷属関係、あるいは専制君主の権勢の具体的な表われ方は、元来極めて「粗放的」、あるいはそれほど決して厳格なものでも、明確なものでもなかったのである。君主に対する領民の崇敬は、やはり、原始的な自然崇拜、あるいは神明崇拜の性格をもっていた。もともと、周代というのはそんなに「自然」というわけではなかった。「礼儀三百」とか、「五刑之に属するもの三千」とか、「之を導くに政を以てす」とか、「之を斉うるに刑を以てす」とかいったことがあり、官制もやたらと多く、法網も厳密で、前の歴史段階のようにとっても素朴で簡単なものとは言えなかった。しかし、当時の実際の隷属の状態を推測するに、関連文献に載っている周代の統治機構および政治的施策が結局どの程度まで実行されていたかは、大いに疑わしい。少なくとも周の専制政体は、先ずかの「王畿之地千里、公侯百里、伯七十里、子男五十里」というように封土体制に、一定の枠がはめられていた。いわゆる「礼楽、征伐天子自り出ず」というのは、威勢堂々たるようにいったにすぎない。東遷して以後、王室はますます衰微していった。諸侯は覇をとえ、雄と称して、すでに専制者は周の天子ではなくなっていた。ひどい場合には諸侯大夫でもなく、後には「陪臣が国命を執る」といったことになっていた。したがって、周の専制君主は実際には、中世ヨーロッパの各封建国家が共同で推戴した皇帝が強大な権力をも



っていたのと比ぶべくもない。

しかし、秦代、漢代になると、統治の社会的条件や統治の技術的条件が改良、進歩したことによって、もとの専制主義的な伝統的精神は、極めて徹底した作用を発揮した。秦、漢両代の専制君主はうまく行っていくために、およそ君主の権力を高めるのに有利となるような制度や学説は、それぞれなりに採用していった。秦の制度の10大項目（第三節参照）は、すでに十分なる威厳を有していた。しかし、これは儒家の三綱五常の学説が統治を強固にするのに役立つほどの効力を体現したものではなかった。ずっときて漢の武帝のところまでくるにおよんで、「百家を罷黜して、儒術を崇尚す」というこのご託宣が、はじめて中国の封建的専制主義の一つの不可欠の構成部分となった。この点はすでに前に、地主経済と天道観念の政治思想についてのべてきたところである。

ここで補充的に説明しなければならないのは、儒家の学説が天道観念を出発点とし、大一統と三綱五常の教義を主体としていることから、家父長制、宗法組織ないしは族姓関係が新しい歴史的条件下において、また「屍を借りて魂を還す（姿を変えて復活させる…括弧内訳者注）」ということになったということである。これらの要素は地租の賦課と結びついて、残酷な搾取形態とその影響をもたらすことになり、商工業の発展を妨げたのみならず、直接生産者が副業に依存して残酷な搾取に対応せざるを得ないような状況をつくり出した。このことによって、農業と工業の結合体としての自然経済を強化することとなった。この結果、農業と工業の結合体としての自然経済は、地主経済の基礎の表現形態となり、専制主義の基礎の表現形態なのである。

これら「アジア的生産様式」の古い要素は、封建的地主経済の条件下で、さまざまな姿をとり、また作用を及ぼし、中国社会がすっきりとした形で前進していくのを遅らせてきたのである。この筋道は、本書の「地主経済と中国社会の長期停滞の問題」の節で、かなりくわしくのべてきた。こういった社会経済状態の下で、商業、高利貸、貨幣退蔵、家内工業、土

地形態および政治的出来事<sup>(4)</sup>などは、かの形を変え変質した「アジア的生産様式」の要素の影響をうけ、歪曲されざるをえないことは明らかである。かくて、マルクス、エンゲルスがこれらについて言及するとき、上に「アジア的」という文字をつけて、そのような要素の作用のない他の社会の商業、高利貸業等との相互の区別をつけたのである。

そうとはいっても、中国とその他のアジアの各国、ないしはその他の非アジア諸国が、そのような「アジア的生産様式」の存在とその要素の残存作用のために、世界の発展史のなかで、別の局面を開き別の道を歩んだのだということには必ずしもなるまい。

---

(4) 「資本論」および「剰余価値学説史」には関連の言及が散見されるが、いちいち列挙しない。